

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定非営利活動法人に対する改善命令	
根拠法令・条項	特定非営利活動促進法第42条	
所 管 課	市民生活部 生涯学習課	
処 分 基 準	所轄庁は、特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 ・特定非営利活動促進法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき ・その運営が著しく適正を欠くと認めるとき	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	